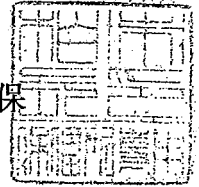


実施機関以外の者への保有個人情報の提供に係る諮問書

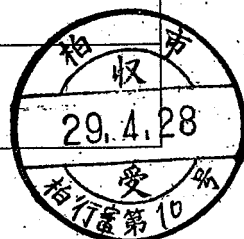
柏健成第452号
平成29年4月28日柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 梅田 徹 様

柏市長 秋山 浩 保



柏市個人情報保護条例第11条第2項第4号の規定により実施機関以外の者へ保有個人情報を提供したいので、同条第3項の規定により次のとおり諮問します。

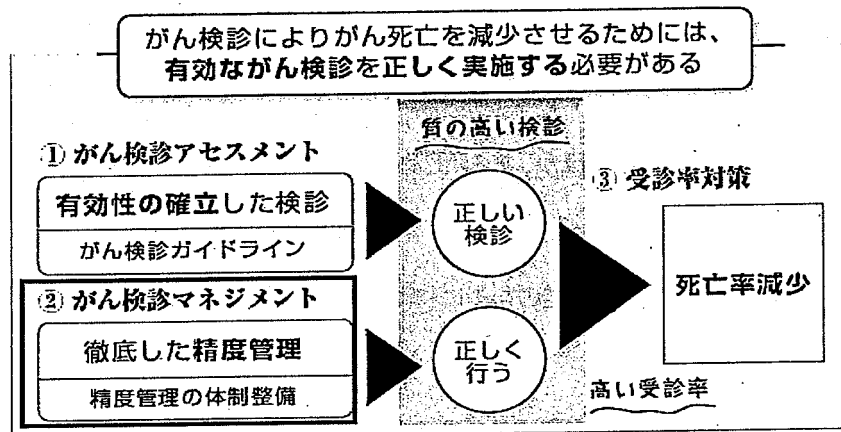
提供する保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称	各種がん検診に関する事務
提供する保有個人情報に係る個人情報取扱事務の概要	胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、結核・肺がんの集団検診受診者のうち、要精密検査となった者の精密検査受診結果に係る個人情報を提供するもの
提供する保有個人情報の項目	①氏名 ②生年月日 ③精密検査診断名（病期分類、部位、診断名、その他の所見名） ④精密検査実施機関名 ⑤精密検査実施機関所在地 （自市町村内、自医療圏内、自圏内を除く県内、県外、不明） ⑥総合判定 〈異常認めず、治療不要、経過観察、要治療、その他（ ）〉
保有個人情報の提供先	公益財団法人ちば県民保健予防財団（以下、「財団」という。）
保有個人情報の提供先における利用目的	対象者の精密検査結果と一次検診判定結果を検証することにより、検診従事者の撮影、読影、判定技術の向上を図り、信頼度の高い一次検診結果を出すことに繋げる。検診精度の向上に資することを目的とする。 また、精密検査結果を含む一次検診結果と比較することで、今後の検診結果について、より正確な判定結果を受診者に返すことに活用する。
提供しようとする理由	検診精度の向上が図られることにより、信頼度の高いがん集団検診を市民に提供することができる。 当該財団は、プライバシーマーク認定事業者であり、個人情報管理体制が整備されている。
担当部署	柏市保健所 成人健診課
備考	当該財団は、各種がん集団検診を受託している。



検診機関への精密検査結果の提供について

1. がん検診の事業評価(精度管理)について

がん検診によりがん死亡を減少させるためには、科学的根拠に基づく検診を、適切な精度管理の下で正しく実施するとともに、がん検診の受診率向上を図ることが重要です。



● 図 II-1-2 がん検診の基本的な考え方

がん検診の質を担保するためには、精度管理水準の高い検診機関へ委託するとともに、検診が適切に行われたかどうかをモニタリングする必要があります。

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」では、がん検診の事業評価(精度管理)を行うに当たっては、「事業評価のためのチェックリスト」(*1)等により実施状況を把握するとともに、がん検診受診率、要精検率、精検受診率等の「プロセス指標」(*2)に基づく評価を行うことが不可欠であるとされています。

2. 精密検査結果を検診機関が共有する必要性について

精密検査の結果は、検診機関が自施設の検診精度を評価するために必要な情報です。検診機関は、要精密検査と判定した方の精密検査結果を把握して初めて、判定が正しかったか評価することが可能となります。検診機関が自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた取組ができるよう体制を整えることは、がん検診の質の向上のために重要です。

そのため、「事業評価のためのチェックリスト」では、検診機関に、精密検査結果を把握すること、及びプロセス指標値等に基づき自施設の精度管理状況の評価・改善に向けた検討を行うことが求められると同時に、市町村に対しては、精密検査結果を市町村、検診機関、精密検査機関が共有する体制の整備が求めています。

○「事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)」

- 5.(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めているか
- 5.(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しているか
- 5.(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っているか。また、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めているか

○「事業評価のためのチェックリスト(市区町村用)」

- 6.(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市区町村、検診機関(医療機関)、精密検査機関が共有しているか

3. 個人情報の保護に関する法律との関係

検診機関への精密検査結果の提供に当たっては、がん検診への理解を得る観点から、受診者に対して個人情報の利用目的等を説明し、十分な理解に基づく同意を得るように努めることが重要です。但し、本人の同意を得ることが困難であるときであっても、検診機関に精密検査結果を提供することは法律上抵触しないと解されております。

個人情報の保護に関する法律

第一節 個人情報取扱事業者の義務

(第三者提供の制限)

第二十三条

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

次に掲げる場合…

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

(厚生労働省医政局長・医薬品局長・老健局長通知)

Ⅲ 医療・介護関係事業者の義務等

5. 個人データの第三者提供(法第23条)

(2) 第三者提供の例外

ただし、次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

例) がん検診の精度管理のための地方公共団体又は地方公共団体から委託を受けた検診機関に対する精密検査結果の情報提供

(※1)「事業評価のためのチェックリスト」…「技術・体制指標」として、自治体と検診機関が最低限整備すべき検診体制がまとめられたもの。

(※2)「プロセス指標」…がん検診事業を「受診者の募集」「検診」「精密検査」「治療」という各プロセスに分けて評価するための指標であり、検診が効果(死亡率減少)につながるよう適切に行われているか達成度をみるもの。各プロセス指標の意味と活用方法は別添参照(精密検査結果は、特にがん発見率及び陽性反応適中度を算出するために必要)。

プロセス指標の意味と活用方法

プロセス指標		各指標の意味	数値目標※1		各指標値の評価	値が適正でない場合の検討事項		
			許容値	目標値		プロセス指標値	予想される原因	検討内容
受診率	受診者数/対象者数×100	検診を受けるべき対象者が、実際に検診を受けたかを測る指標	—	胃、肺、大腸：40% 乳、子宮頸部：50%	高いことが望ましい	高値	—（高い方が望ましい）※2	
						低値	①対象者を把握していない（対象者の名簿が作成されていない） ②受診勧奨を実施していない ③検診の提供体制が不十分（キャパシティ、アクセス）	①対象者を全員を把握できているか ②対象者全員に受診勧奨を実施しているか/未受診者に再受診勧奨を実施しているか/検診の重要性を十分に伝えているか ③受診者の利便性（休日夜間の検診、バス送迎等）
要精検率	要精検者数/受診者数×100	検診において、精密検査の対象者が適切に絞られているかを測る指標	胃：11.0%以下 大腸：7.0%以下 肺：3.0%以下 乳：11.0%以下 子宮頸部：1.4%以下	—	対象集団に応じて適切な範囲があり、極端な高値、あるいは低値の場合は更に検討が必要	高値	①受診者が有病率の高い集団に偏っている ②偽陽性が多い	①有症状者が検診を受けていないか（有症状者は診療を受けるよう指導する）、有病率の高い年齢層、有病率の高い初回受診者に偏っていないか ②各検診機関の要精検の判定基準は適切か（陽性反応適中度が低い場合、本来は精検が不要な者を要精検と判定している可能性がある）
						低値	①受診者が有病率の低い集団に偏っている ②偽陰性が多い	①有病率の低い年齢層に偏っていないか（年齢層、受診歴等） ②各検診機関の要精検の判定基準、検査手技、読影等は適切か
精検受診率	精検受診者数/要精検者数×100	要精検者が実際に精密検査を受診したかを測る指標	胃、大腸、肺、子宮頸部：70%以上 乳：80%以上	全て90%以上	高いことが望ましい（精検受診率が100%近くなければ、がん発見率や陽性反応適中度を適切に評価できない）	高値	—（100%に近いことが理想）	
						低値	①精検受診の有無について未把握が多い ②精検結果の未把握が多い（もし精検を受診しても、その結果が把握できない場合は「精検受診」にカウントされない） ③精検の受診勧奨が適切でない ④精検の提供体制が不十分（キャパシティ、アクセス）	①精検受診の有無を確実に把握できる体制が出来ているか ②精検結果を確実に把握できる体制が出来ているか（精検結果の報告・回収ルート） ③受診者に予め「要精検の場合は必ず精検を受けること」を伝え、かつ、全ての要精検者に精検の重要性を十分に伝えているか ④精検受診者の利便性
精検未受診率	未受診者数/要精検者数×100	要精検者が実際に精密検査を受診したかを測る指標	胃、大腸、肺、子宮頸部：20%以下 乳：10%以下	全て5%以下	低いことが望ましい（精検受診率が100%近くなければ、がん発見率や陽性反応適中度を適切に評価できない）	高値	①精検の受診勧奨が適切でない ②精検の提供体制が不十分（キャパシティ、アクセス）	①受診者に予め「要精検の場合は必ず精検を受けること」を伝え、かつ、全ての要精検者に精検の重要性を十分に伝えているか ②精検受診者の利便性
						低値	—（0%に近いことが理想） ただし精検未把握率が高い場合は、見かけ上未受診率も低くなることに注意	
精検未把握率	未把握者数/要精検者数×100	精検受診の有無や精検結果が、適切に把握されたかを測る指標	全て10%以下	全て5%以下	低いことが望ましい（精検受診の有無や結果がほぼ100%把握できなければ、精検受診率（未受診率）、がん発見率、陽性反応適中度を適切に評価できない）	高値	①精検受診の有無について未把握が多い ②精検結果の未把握が多い（もし精検を受診しても、その結果が把握できない場合は「精検受診」にカウントされない）	①精検受診の有無を確実に把握できる体制が出来ているか ②精検結果を確実に把握できる体制が出来ているか（精検結果の報告・回収ルート）
						低値	—（0%に近いことが理想）	
がん発見率	がんであった者/受診者数×100	その検診において、適正な頻度でがんを発見できたかを測る指標	胃：0.11%以上 大腸：0.13%以上 肺：0.03%以上 乳：0.23%以上 子宮頸部：0.05%以上	—	基本的に高いことが望ましいが、極端に高値、あるいは低値の場合は更に検討が必要	極端に高値	受診者が有病率の高い集団に偏っている	有症状者が検診を受けていないか（有症状者は診療を受けるよう指導する）、有病率の高い年齢層、有病率の高い初回受診者に偏っていないか
						低値※3	①受診者が有病率の低い集団に偏っている ②偽陰性	①有病率の低い年齢層に偏っていないか（年齢層、受診歴等） ②各検診機関の要精検の判定基準、検査手技、読影等は適切か
陽性反応適中度	がんであった者/要精検者数×100	その検診において、効率よくがんが発見されたかを測る指標（検診の精度を測る指標）	胃：1.0%以上 大腸：1.9%以上 肺：1.3%以上 乳：2.5%以上 子宮頸部：4.0%以上	—	基本的に高いことが望ましいが、極端に高値、あるいは低値の場合は更に検討が必要	極端に高値	受診者が有病率の高い集団に偏っている	有症状者が検診を受けていないか（有症状者は診療を受けるよう指導する）、有病率の高い年齢層、有病率の高い初回受診者に偏っていないか
						低値※3	①受診者が有病率の低い集団に偏っている ②偽陽性が多い	①有病率の低い年齢層に偏っていないか（年齢層、受診歴等） ②各検診機関の要精検の判定基準、検査手技、読影等は適切か（要精検率が高い場合、本来は精検が不要な者を要精検と判定している可能性がある）

※1 出典：厚生労働省「がん検診事業の評価に関する委員会報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（平成20年3月）」

ただし、受診率の目標値については、厚生労働省がん対策推進基本計画（平成24年6月）

※2 がん検診によって死亡率を減少させるためには、検診の質を高く保つことが第一の条件で、その上で受診率を上げていく必要があります。つまり、受診率を上げることも重要ですが、それ以上にその他の指標（特に精検受診率）の改善が重要です。

※3 陽性反応適中度とがん発見率は、「精検受診率が低い場合」、「自治体の精検結果の把握状況に漏れがある場合」は正確に評価できません。

○検診機関への精密検査結果の提供効果

		メリット	デメリット
精密検査結果	検診機関に提供する	質の高いがん検診を住民に提供することが可能 ・検診機関が自施設の精度管理状況を把握することが可能となる。 ・検診機関は判定基準や検査手技、読影等に不備が無いかを評価し、改善に向けた取組を行うことが可能となる。	・市町村は検診機関との情報共有体制を整備しなければならない。 ・情報提供に同意しない受診者がいた場合、個人情報の取扱に市町村の判断が必要となる。
	検診機関に提供しない	（・情報提供に同意しない受診者がいた場合の個人情報の取扱を考えなくてよい。）	住民に提供するがん検診の質の向上は期待できない ・検診機関が自施設の精度管理状況を把握し、見直す機会がない。 ・がん発見率や陽性反応適中度等のプロセス指標値が、他の地域より低くなる可能性がある。 ・がん検診の受診率が向上しても、死亡率は減少しない可能性がある。

胃がん

No.	カルテ番号	市町村個人コード	一次検診実施日	フィルムNo.	氏名	生年月日	年齢	性別 男:1 女:2	受診歴 経年受診:1 経年以外受診:2	撮影方法 間接撮影:1 直接撮影:2	精密検査実施機関名 未把握・未受診は その旨を入力	精密検査 実施機関 種別 保健事業 団:1 病院:2 診療所:3	左の所在地 自市町村 内:1 自医療圏 内:2 自圏域を 除く県 内:3 県外:4 不明:5	胃がん① 粘膜内:0 進行:2 不明:3	胃がん以外 ② 胃がんの 疑い:4 胃潰瘍:5 胃潰瘍癒 痕:6 胃潰瘍疑 い:7 十二指腸 潰瘍:8 十二指腸 潰瘍癒痕:9 十二指腸 潰瘍疑い: 10 胃ポリ プ:11 胃ポリ プ疑い:12 異型上皮: 13 胃 炎:14 慢性胃 炎:15 その他:98 →※右欄に 所見名記入 異常を認め ず:99	胃がん以外 ③ 胃がんの 疑い:4 胃潰瘍:5 胃潰瘍癒 痕:6 胃潰瘍疑 い:7 十二指腸 潰瘍:8 十二指腸 潰瘍癒痕:9 十二指腸 潰瘍疑い: 10 胃ポリ プ:11 胃ポリ プ疑い:12 異型上皮: 13 胃 炎:14 慢性胃 炎:15 その他:98 →※右欄に 所見名記入 異常を認め ず:99	胃がん以外 ④ 胃がんの 疑い:4 胃潰瘍:5 胃潰瘍癒 痕:6 胃潰瘍疑 い:7 十二指腸 潰瘍:8 十二指腸 潰瘍癒痕:9 十二指腸 潰瘍疑い: 10 胃ポリ プ:11 胃ポリ プ疑い:12 異型上皮: 13 胃 炎:14 慢性胃 炎:15 その他:98 →※右欄に 所見名記入 異常を認め ず:99	胃がん以外 ⑤ 胃がんの 疑い:4 胃潰瘍:5 胃潰瘍癒 痕:6 胃潰瘍疑 い:7 十二指腸 潰瘍:8 十二指腸 潰瘍癒痕:9 十二指腸 潰瘍疑い: 10 胃ポリ プ:11 胃ポリ プ疑い:12 異型上皮: 13 胃 炎:14 慢性胃 炎:15 その他:98 →※右欄に 所見名記入 異常を認め ず:99	※その他の所見名	総合判定 異常を 認めず:1 治療不 要:2 経過観 察:3 要治 療:4 再検 査:5 その他: 6 (重い順: 4>3>5>6> 2>1)	財団使用欄
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
25																					
26																					
27																					
28																					
29																					
30																					
31																					
32																					
33																					
34																					
35																					
36																					
37																					
38																					
39																					
40																					
41																					
42																					
43																					
44																					
45																					
46																					

№.	年齢	性別	部位1	所見1	部位2	所見2	所見その他	所見その他コメント	所見その他指示	精密検査受診	受診歴	医療圏	精密検査受診医療機関	所見1	がんの進行度	所見2	総合判定	経過観察時期
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		

柏市がん検診 実施状況

単位:人

検診種別	実施結果	H26	H27
胃がん検診	受診者数	11,152	10,612
	要精密検査者数	777	650
大腸がん検診	受診者数	20,125	21,497
	要精密検査者数	1,249	1,405
結核・肺がん検診	受診者数	16,332	17,124
	要精密検査者数	301	380
乳がん検診	受診者数	199,989	19,956
	要精密検査者数	1,162	1,058
子宮頸がん検診	受診者数	8,349	16,163
	要精密検査者数	226	342

要精密検査者数
(延合計)

3,715

3,835